

議案第 19 号

向日市都市公園等条例の一部改正について

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 24 日提出

向日市長 久 嶋 務

条例第 号

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例

向日市都市公園等条例（平成 22 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表都市公園の部に次のように加える。

上植野城公園	向日市上植野町北小路地内
--------	--------------

別表その他の公園の部北小路公園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

〈参 考〉

向日市都市公園等条例の一部を改正する条例
新 旧 対 照 表

改 正		現 行			
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）			
	名 称	位 置		名 称	位 置
都 市 公 園	略	略	都 市 公 園	略	略
	<u>上植野城公園</u>	<u>向日市上植野町北小路地内</u>			
そ の 他 の 公 園	略	略	そ の 他 の 公 園	略	略
	_____	_____		<u>北小路公園</u>	<u>向日市上植野町北小路地内</u>
	略	略		略	略